

東海市告示第51号

令和6年度東海市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

令和6年度東海市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器の購入、修理又は更新に係る費用の一部を補助することにより、当該軽度・中等度難聴児の言語習得及び教育における健全な発達を支援し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす児童（以下「対象児童」という。）の保護者で、市内に住所を有するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 第6条の規定による交付申請をする日において18歳未満であること。
- (3) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、かつ、身体障害者手帳の交付の対象とならない者であること。
- (4) 補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関の医師（以下「医師」という。）により診断された者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合に該当するときは、当該対象児童の保護者は、補助対象者としなない。

- (1) 対象児童の保護者（以下「申請者」という。）又は申請者と同一世帯に属してい

る者のいずれかについて、これらの者の当該年度分（4月から6月までに申請をする場合にあっては、前年度分。以下同じ。）における市町村民税所得割の額が46万円以上である場合

- (2) 第4条に規定する補助対象経費について、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づく助成を受けている場合
（補助対象となる補聴器）

第3条 補助の対象となる補聴器は、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「基準」という。）別表に規定する補聴器とする。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、新たに補聴器を購入する経費、補聴器の修理に要する経費又は基準別表補聴器の項に規定する耐用年数が経過した後に補聴器を更新する経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の実費又は基準別表の規定により算定される額のいずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）とし、予算で定めた額の範囲内において交付する。

（補助金の交付申請）

第6条 申請者は、あらかじめ、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 医師が対象児童の聴力検査を実施した上で交付した意見書（以下「医師意見書」という。）
(2) 医師意見書に基づき、補聴器取扱業者が作成した見積書
(3) 申請者及び申請者と同一世帯に属する者全員の当該年度分の市町村民税所得割の額を確認することができる書類
(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の変更申請）

第7条 申請者は、前条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の内定及び通知）

第8条 市長は、前2条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付内定通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(完了届)

第9条 前条の通知を受けた者（以下「受給決定者」という。）は、補聴器の購入、修理又は更新が完了したときは、完了の日から起算して14日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、完了届を市長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに提出できないときは、完了（見込）届を提出しなければならない。

2 前項ただし書の規定により完了（見込）届を提出した受給決定者は、その内容に従い補聴器の購入、修理又は更新が完了したときを除き、同項本文の規定による期日経過後、速やかに完了届を提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第10条 市長は、前条の完了届を受理したときは、速やかに補助金の額を確定し、受給決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 受給決定者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関して不正の行為があったとき。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。